

男女共同参画

職場における女性の活躍推進に向けて
— 女性活躍推進法 —

企画課男女共同参画推進室

☎ 23 - 3917

働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、十分に能力を発揮できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

これにより平成28年4月1日から、労働者が301人以上の事業主は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務付けられています。労働者が300人以下の事業主については、努力義務とされていますが、個々の事業主の課題に応じた行動計画の策定など、その取り組みが優良な企業は、厚生労働大臣から「えるぼし認定」を受けることができます。この認定を受けた企業は、認定マークを商品などに使用できるとともに、国の入札制度で加点評価を受けるなど、事



認定マーク

業主にとっても企業価値を向上させる好機になります。企業にとって、コストではなく明日への投資として捉え、行動計画を策定してみてはいかがでしょうか。

《行動計画策定の流れ》

①女性の活躍状況を把握、課題分析（女性比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況、管理職に占める女性比率）

②行動計画の策定（計画期間、数値目標、取組内容、実施時期）、香川県労働局への届出、社内周知、外部公表

③女性の活躍に関する状況の公表

市も、職員を雇用する事業主として「観音寺市特定事業主行動計画」を策定しています。市ホームページの「市政情報↓市政運営↓計画等↓女性活躍推進法に基づく取組」で確認してください。